

盛岡市地域包括ケアシステム構築推進事業実施団体
募集要項

令和8年9月1日

盛岡市保健福祉部長寿社会課

盛岡市地域包括ケアシステム構築推進事業実施団体 募集要項

盛岡市では、高齢者が住み慣れた地域で、健康であっても、要介護状態であっても、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護、住まい、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議で把握した課題の解決に向けた地域での取組を推進するため、市があらかじめ設定したテーマに基づき、市民活動団体等が地域包括支援センターと連携して行う事業を募集し、その中から選定した事業に要する経費に対して、補助金を交付します。

1 事業の概要

(1) 事業名 盛岡市地域包括ケアシステム構築推進事業

(2) 実施期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで。

(3) 対象事業

市が指定する募集テーマに基づいて、市民活動団体等と地域包括支援センターが連携して実施する、地域包括ケアシステムの構築に資する事業。

※ なお、募集テーマは、自立支援型地域ケア会議で検討した個別ケースから抽出した高齢者の課題をもとに設定しています。

(4) 令和8年度募集テーマ

テーマ1	テーマ設定・募集の意図
運転免許返納を行った 高齢者に対する支援	運転免許の返納に伴う外出機会の減少により、活動意欲や、身体機能の低下が生じることが課題となっているため、高齢者が免許返納後も安心して生活できるよう、支援するための事業を募集するもの。
	取組の例
	・免許返納後に活用可能な制度や資源について知ることができる機会の提供 ・地域における移動支援の取組 ・移動販売車等を活用した買い物支援の取組 など

テーマ2	テーマ設定・募集の意図
地域活動への参加を拒否する高齢者の日常生活の活動量の増加や社会参加に資する支援	地域との関わりを希望しない高齢者が、本人の強みや能力を活かしながら、日常生活の活動量の増加や社会参加につながるよう支援する事業を募集するもの。
	取組の例
	・ 高齢者が作成した作品の展示や販売を行う取組 ・ 園芸や畑作業などを通じた居場所や役割の創出に係る取組など

テーマ3	テーマ設定・募集の意図
認知症等の方の役割や就労的活動の場の創出に資する支援	認知症※になっても希望を持って日常生活を営むことができるように、認知症の方の役割や就労的活動の場の創出に資する事業を募集するもの。
	取組の例
	・ 認知症の方がスタッフとなって活動するカフェの取組 ・ 認知症の方が企業や事業所等において一定期間継続して就労的活動を行う取組 - など

※若年性認知症の方を対象者に含めることも可とします。

テーマ4	テーマ設定・募集の意図
ICTを活用した高齢者の介護予防の取組	スマートフォン等のICT（情報通信技術）を活用した高齢者の介護予防や社会参加の取組を検討するため、ICTを活用した高齢者の介護予防に資する事業を募集するもの。
	取組の例
	・ オンライン通いの場の取組 ・ eスポーツを活用した介護予防の取組 など

テーマ5	取組の例
その他テーマ1～4に類しないもので地域包括ケアシステムの構築に資する事業	・ 空き家等を活用した地域活動（サロン等） ・ ボランティア（有償・無償問わず）による買い物・外出等に係る支援活動の促進

2 応募要件

- (1) 主に高齢者を対象とした事業であること。ただし、高齢者の福祉の増進に資する事業であれば、対象者の一部に高齢者以外の者を含むことができます。
- (2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。
- (3) 提案する事業が他の法人等（盛岡市が行う他の補助を含む。）の補助を受けていないこと。
- (4) 事業の目的や実施内容等について、市又は事業の実施区域を担当する地域包括支援センターとの連絡調整等が整っていること。
- (4) 同一の市民活動団体等が同一の事業において補助を受ける場合は、当該事業を開始した日が属する年度後2年以内であること。
- (5) 本事業における補助金の交付が終了した後も、事業を継続できる見込みがあること。
- (6) 令和9年2月28日(日)までに事業を完了すること。

3 応募者の資格

次のすべてに該当する団体（市民活動団体等）を対象とします。

- (1) 盛岡市内に所在すると市が認める団体（市民活動団体等）であること。
- (2) 政治団体（政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する団体）に該当しないこと。
- (3) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定による団体）に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税のいずれも滞納していないこと。

4 対象事業の補助額、上限額等

- (1) 補助団体数 4団体程度
- (2) 補助額 補助対象経費の5分の4に相当する額。（上限額は10万円とします。）
- (3) 補助対象経費

地域包括ケアシステム構築推進事業の実施に係る次の経費とする。

項目	主な対象経費
人件費	事業の遂行に係るアルバイト等の賃金など ※ 積算根拠等を明らかにすること。
報償費	報償金など

旅費	旅費や交通費の費用弁償など
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費など
役務費	郵便料、電話料、保険料、手数料、運搬料など
委託料	事務や調査の委託に係る経費
使用料及び賃借料	会場や自動車、パソコン端末等の機械などの借上に係る経費
原材料費	原料又は材料に要する経費
その他	その他市長が必要と認める経費

5 募集期間及び提出書類

(1) 募集期間

令和8年4月1日(水)～4月30日(木)まで。

なお、募集は先着順で締め切ることとします。また、審査の結果、予算額に達しない場合は再募集を行います。

上記期間における募集が予算額に達しませんでしたので、令和8年9月1日(火)～9月30日(水)までの期間で再募集を行います。

(2) 申し込み方法

以下の書類に必要事項を御記入の上、長寿社会課に郵送または御持参ください。

ア 補助金交付申請書(様式第1号) 5部

イ 事業計画書(様式第2号) 5部

ウ 収支予算書(様式第3号) 5部

エ 今後2年間の事業内容や3年目以降の財源に関する収支計画書(任意様式) 5部

オ 法人登記簿の謄本(法人の場合)の写し又は市民活動団体等の会則、規則等(任意様式) 5部

カ 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類)の写し 5部

キ 市民活動団体等の会員名簿等(任意様式) 5部

※ 当該名簿の住所欄は自宅住所を記載すること。

※ 盛岡市暴力団排除条例(平成27年条例第9号)第9条第1項各号に掲げる者に該当しないことを確認するために、警察へ照会を行います。

ク 国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書 1部

※ 最新のものを提出すること。複写での提出可。

ケ 盛岡市に納付すべき市民税(法人・個人)、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 1部

※ 最新のものを提出すること。複写での提出可。

コ 直近の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書 1部

※ 納税義務がない場合とは、盛岡市内に課税対象となる事業者がない場合や、固定資産を所有していない場合など。

サ 参考資料（団体のパンフレット等） 5部

※ ア、イ、ウについては盛岡市ホームページからダウンロードできるほか、長寿社会課にてお渡しいたします。

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、盛岡市長寿社会課（盛岡市内丸12番2号）に持参又は長寿社会課あて郵送により提出してください。

(4) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 提出された書類は、盛岡市情報公開条例の規定により不開示とされている事項を除き、開示される場合があります。

エ 事業の成果は原則として公開するものとし、翌年度以降に市が行う事業成果の検証・公表等に使用します。

オ 応募者が本事業に係る応募資格要件等を満たさないこと又は提出された応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、応募者は失格とします。

また、交付決定後に応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、交付した補助金の返還を求めることがあります。

カ この募集に関する説明会は実施しません。

キ 必要により、提出書類等の内容について、関係機関に照会することがあります。

ク 提出書類が受理された後に応募を辞退するときには、辞退書（任意様式）を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合でも提出書類等は返却しません。

6 選考方法及び選考基準

本市が別に定める審査委員により、応募事業の書類審査を行い、評価点の合計が上位の事業を選定します。

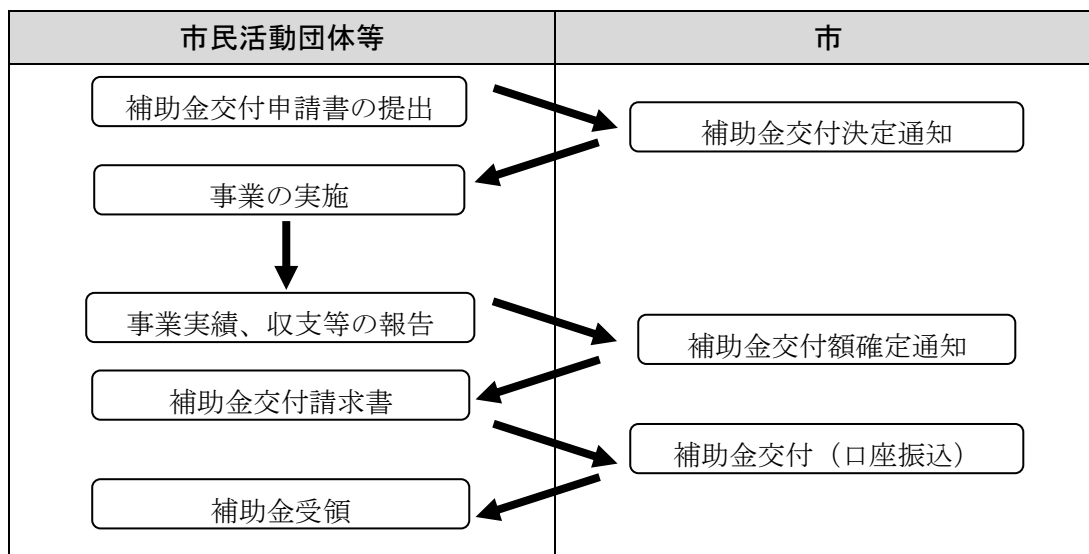
ただし、評価点の合計について、同点を獲得した者が複数いる場合には、第8項「審査基準」に記載した審査項目の「企画・提案コンセプト」の合計点が高い者を選定することとし、また、同項目の合計点が高点の場合には、審査項目の「優位性」の合計点が高い者を選定することとします。（この方法により決まらない場合は、審査委員の協議により選定します。）

なお、全審査員の評価点の合計が総得点の4割に満たない場合は、原則として選定しません。

審査項目	評価の視点	配点
------	-------	----

企画・提案 コンセプト	(テーマ1～4の場合) 募集テーマに沿った事業内容か。 (テーマ5の場合) 高齢者が抱える地域課題の解決等により、地域包括ケアシステムの構築に資する事業内容か。	15
	事業効果が期待できるか。	15
	成果目標が適切か。	10
	実施計画の内容が具体的、現実的な内容になっているか。 (提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。)	15
	将来的に自主財源による運営の維持が可能な事業であるか。	10
優位性	優位性や特徴がみられるか。	10
	今後、発展が見込まれる事業か。	10
必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。見積金額は妥当か。	5
総合評価	審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計点に加算。 (0点～最高10点)	10

7 申請から補助金交付までの流れ



※ 補助金は精算払いを基本としますが、必要に応じて前金払いを行うことも可能です。

8 その他

- (1) 補助事業の取組内容は、市ホームページ等で情報を公開することがあります。
- (2) 市民活動団体等は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を補助対象事業の終了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (3) 審査状況に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。（例：審査委員からの質問に対する回答など。）

9 問い合わせ先

この募集に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

盛岡市保健福祉部長寿社会課地域ケア係

電話：019-613-8144（直通）

電子メール：chouju@city.morioka.iwate.jp